

日本貸金業協会 広報誌

vol.43

autumn
2026

JFSA

Japan Financial Services Association



特集

- カスタマーハラスメント対策の義務化を踏まえて
— 顧客対応と従業員保護 — 04
公益社団法人消費者関連専門家会議(ACAP) 専務理事 齊木 茂人氏

巻頭言

- 広報誌刊行に寄せて 03
日本貸金業協会 会長 有馬 高司

コンソーシアムの活動

- 金融リテラシー向上コンソーシアムの活動 10
神奈川県警察学校 教務課長へのインタビュー
「現場で役立つ知識を学ぶ機会に」

協会の活動

- 協会活動レポート ～行政と築く消費者啓発～ 12
協会独自の生活再建支援カウンセリング 14
日本貸金業協会の支部組織 19



日本貸金業協会

貸金業界の自主規制機関

— 協会ホームページ・公式SNSのご紹介 —

協会ホームページ

貸金業相談・紛争
解決センターサイト



債務問題でお悩みの方



消費者啓発サイト

金融知識を学びたい方



公式 X

活動情報や
金融に関する知識を発信



日本貸金業協会

@JFSA_official



金融リテラシー向上
コンソーシアム

@FLIC_official



◀ 協会 X での投稿

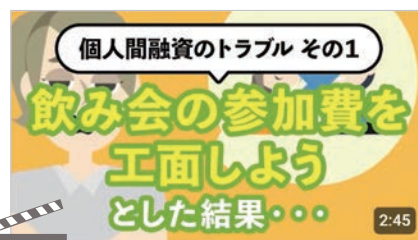
公式 YouTube

若者が巻き込まれやすい
金融トラブル事例を紹介



JFSA チャンネル

@jfsa6929



▲ YouTube 動画

広報誌刊行に寄せて

日本貸金業協会 会長 有馬 高司



本年6月に会長に就任いたしました有馬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

協会員の皆さま、金融庁をはじめとする関係行政機関の皆さま、そして関係団体の皆さまには、平素より当協会の活動に格別のご理解とご支援を賜っておりますこと、心より感謝申し上げます。

また、このたびの令和8年熊本地震および千葉県をはじめとする各地での豪雨災害により被害を受けられた皆さまに、謹んでお見舞いを申し上げます。甚大な被害により、今なお不安やご苦勞の多い日々をお過ごしのことと存じますが、一日も早い復旧と、平穏な日々が戻りますことを心よりお祈り申し上げます。

さて、広報誌「JFSA」2026年秋号をお届けします。ここでは、本号から2つの記事を紹介いたします。

ひとつめは、「カスタマーハラスメント対策の義務化を踏まえて－顧客対応と従業員保護－」と題した特集です(4～8ページ)。

令和8年10月1日から、全ての事業主に対し、カスタマーハラスメント防止のための措置を講じることが義務付けられました。近年、カスタマーハラスメント、所謂カスハラは社会的な問題として関心が高まる中、業種や事業規模を問わず、適切な体制の整備が求められています。

本号では、公益社団法人消費者関連専門家会議(ACAP)の齊木専務理事に、事業主が講ずべき具体的な措置をはじめ、カスタマーハラスメントの定義や判断基準、警察・弁護士への相談のタイミングなどについて、実務上の疑問に沿って解説いただきました。

また、貸金業において想定される事例とその対応例も紹介しています。各社における体制整備の一助となれば幸いです。

ふたつめは、金融リテラシー向上コンソーシアムの活動です(10～11ページ)。

コンソーシアムの若年層向けセミナー「未来をまもるお金の授業」の受講対象者は、社会に出る前の学生や新社会人などさまざまです。自らの金融トラブル防止だけでなく、実務に役立つ知識・情報を提供する機会として、警察学校の学生の皆さまに対しても行っております。

本号では、コンソーシアムのセミナー「未来をまもるお金の授業」を3年連続でご利用いただいた、神奈川県警察学校の教務課長・野口様にインタビューを行いました。セミナー導入に至った背景や受講後の学生の変化、警察学校で金融分野を学ぶ意義などについて、大変貴重なお話を伺いましたので、ぜひご覧いただけたらと思います。

当誌が皆さまのお役に立つことを願っております。

カスタマーハラスメント対策の義務化を踏まえて

—顧客対応と従業員保護—



労働施策総合推進法等の一部改正により、令和8年10月1日から、全ての事業主にカスタマーハラスメント防止のための措置を講じることが義務付けられました。

従業員を保護しながら適切な顧客対応を行うことが求められており、各社における体制整備が重要な課題となっています。

本特集では、厚生労働省が令和8年2月に定めた「事業主が職場における顧客等の言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（以下、「指針」）について、協会員から寄せられた実務上の疑問を中心に、有識者の見解を伺いながら、適切に制度へ対応するための実務上の対応や留意点を探ります。

—協会で公表した「貸金業界におけるカスタマーハラスメント対応方針」や「カスタマーハラスメント対策マニュアル（ひな形）」等を監修いただいた公益社団法人消費者関連専門家会議〔通称ACAP（エイキャップ）〕の齊木専務理事にお話を伺いました—

（齊木専務理事）カスタマーハラスメント（以下、「カスハラ」）対策は、苦情や意見を排除するためのものではありません。消費者が適切に意見を伝え、説明や救済を求めることは正当な権利です。事業者にも、顧客の声を真摯に受け止め、商品・サービスや業務の改善につなげる責務があります。

その前提で、**顧客からの社会通念上許容される範囲を超える言動から従業員を守ることが、今回の制度の目的です。**

1. 事前準備

ズバリ、事業主はカスハラ対策として、何をしなければならないのでしょうか？

少なくとも次の3点を整備し、実際に運用できる状態にしておく必要があります。

<p>第1</p> <p>事業主の方針等の作成・周知</p> <p>社内向けカスハラ対応方針等を作成し、従業員に周知すること</p>	<p>第2</p> <p>相談体制の整備</p> <p>相談窓口と支援体制を定め、連絡先、相談後の流れ、緊急時の連絡先を従業員に周知すること</p>	<p>第3</p> <p>現場で迷わない対応ルールの整備・周知</p> <p>措置義務10項目を反映した対応マニュアルまたは同等の社内規程を整え、管理監督者を含む従業員に研修などを通じて周知すること</p>
---	---	--

→準備して終わりとせず、発生事例を相談窓口へ集約し、対応を振り返り、基準や研修を更新する仕組みまで整えてください。

第1 事業主の方針等の作成・周知

■顧客からの正当な申し出を尊重しつつ、カスハラには毅然とした態度で対応し、従業員を保護する旨の方針を明確化し、カスハラの内容及びあらかじめ定めた対処の内容を従業員に周知しましょう。

★協会HPで協会員向けに公表・提供している「カスタマーハラスメント対策マニュアル（ひな形）」は、具体的な対策等を取りまとめています。「カスタマーハラスメントに対する基本方針」（ひな形）や「カスタマーハラスメントへの対応の基本的な流れ」についても掲載されていますので、ご活用ください。

＼協会HP／



協会員専用サイトへのログインが必要となります



“顧客対応と従業員保護は
二者択一ではなく、
双方の尊厳を守る取組です。”

齊木 茂人(さいき しげと) 公益社団法人消費者関連専門家会議 (ACAP) 専務理事

PROFILE

食品企業にて24年間の営業を経て、10年間消費者対応部門責任者を務める。

2020年消費者対応の実務経験を活かし独立開業。
17年間で3,000件以上の苦情対応やカスタマーハラスメント対策を実践。

直近では、化粧品・食品・流通・ホテル旅館、公共サービス関連向けなどの研修を多数実施。

📖 著書：お客様相談室の教科書 ～難クレーム対応から消費者志向経営まで～ (日本橋出版)

2023年度～現在 労働大学校「カスタマーハラスメント研修」専任講師

2023年度～現在 厚生労働省 ハラスメント防止対策企画委員

2024年度～現在 経済産業省 サービス標準化ワーキンググループ委員

2025年度～現在 東京都「カスタマー・ハラスメント防止対策推進会議」等委員

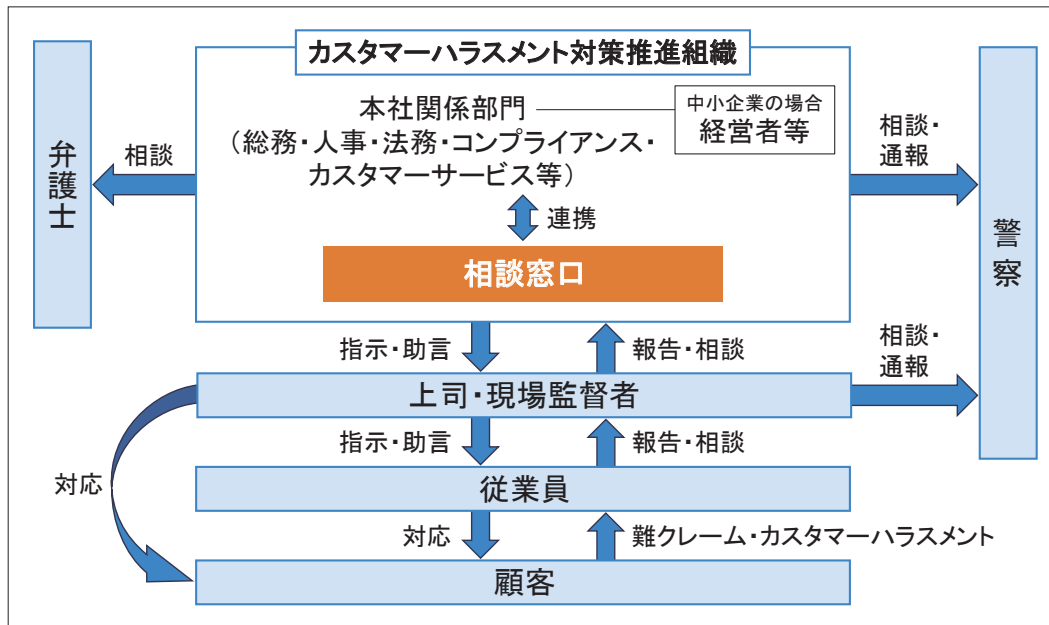
\ ACAP HP /



第2 相談体制の整備

■相談窓口は、専門部署を設ける必要があるという意味ではありません。既存のハラスメント窓口を活用する、経営者や現場監督者を相談先に定める、外部機関に相談対応を委託するなど、事業規模と実態に合わせることが可能です。重要なことは、誰に相談し、誰が判断し、緊急時に誰が警察や弁護士へ連携するのかを明確にしておくことです。

図1：相談窓口の設置例（比較的規模の大きい企業の場合）



©公益社団法人消費者関連専門家会議

一 補足 一

各社で検討していただく際は、実情に応じた相談体制の整備を行ってください

・緊急時は、従業員から直接、自社の「相談窓口」に相談できることを明確にしておくこと

・ // 「警察」に相談・通報できることを明確にしておくこと

※中小企業の場合、経営層が「相談窓口」の役割を担う場合があります

記録と判断権限の 明確化の重要性

日時、相手の言葉、要求内容、対応者、忠告・警告の内容、録音・メール・PC画面などを時系列で残してください。

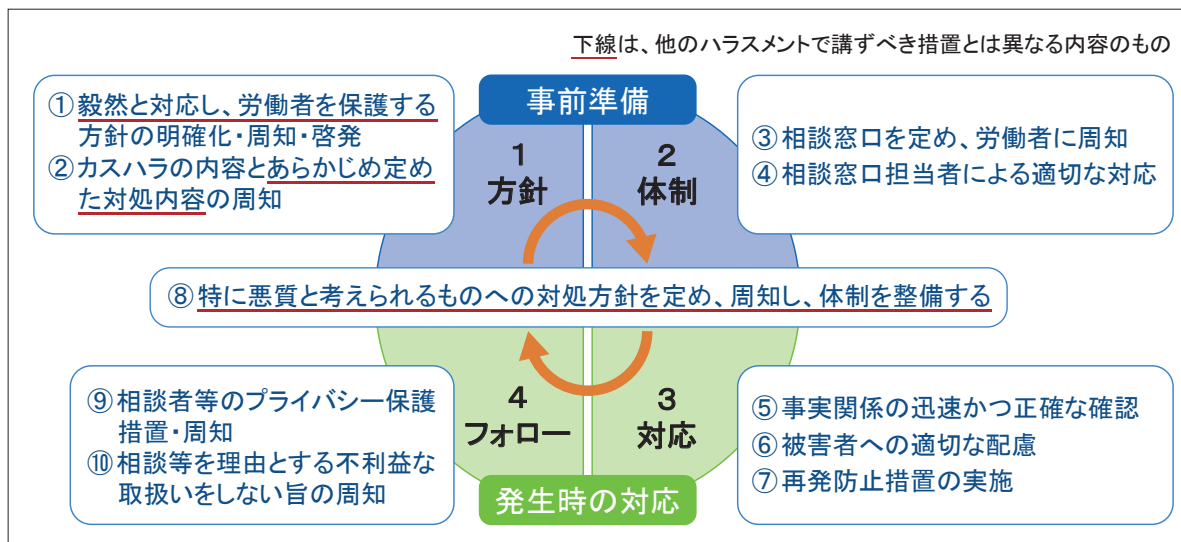
誰が警告し、誰が対応終了を決定し、誰が外部機関へ連携するかをマニュアルで定めておくことで、現場の迷いを減らします。

第3 現場で迷わない対応ルールの整備・周知

■ 指針で定められている事業主が講ずべき措置義務10項目は、図2の①～⑩のとおりです。
労働者を雇用する事業主であれば、個人事業を含む小規模な事業者も対象です。

1～4のステップを「4つの仕組みづくり」と考えるとわかりやすいでしょう。

図2：カスタマーハラスメント防止対策に関する事業主の措置義務10項目



© 公益社団法人消費者関連専門家会議

ー 補足 ー

社外向け方針の公表や、「マニュアル」を作成すること自体が義務ではありません。ただし、方針を文書化し、対応フロー、報告先、判断基準、記録方法、警察・弁護士との連携等をマニュアルにまとめることは、義務を確実に履行し、従業員へ周知するための極めて有効な方法です。

■ 上記図2の措置義務10項目と協会HP（協会員専用サイト）掲載「カスタマーハラスメント対策マニュアル（ひな形）」との対照表

措置義務	マニュアル（ひな形）	措置義務	マニュアル（ひな形）
①	3. 基本方針、別紙1 基本方針	⑥	5. (1) ⑤留意事項、(2) 統括部署の支援、(3) 外部相談窓口
②	2. 定義、4. (2) 初期対応手順、別紙2 対応フロー図（例）、別紙3 対応例、8. 企業間取引におけるカスタマーハラスメント	⑦	7. 再発防止の取組
③	5. (1) 相談窓口の設置、(2) 統括部署の支援、(4) 研修の実施	⑧	6. (2) 対応の基本的な流れ、(3) 一次対応者の対応例、別紙2 対応フロー図（例）、別紙3 対応例
④	5. (1) ④統括部署の相談対応手順、⑤留意事項、(4) 研修の実施	⑨	5. (1) ⑤留意事項、7. (1) メッセージ発信
⑤	4. (2) 初期対応手順、5. (1) ④統括部署の相談対応手順	⑩	5. (1) 相談窓口の設置、7. (1) メッセージ発信

重要

措置義務に対応していない場合、どのような影響がありますか？



厚生労働省 都道府県労働局による助言・指導・勧告等の対象となり得ます。

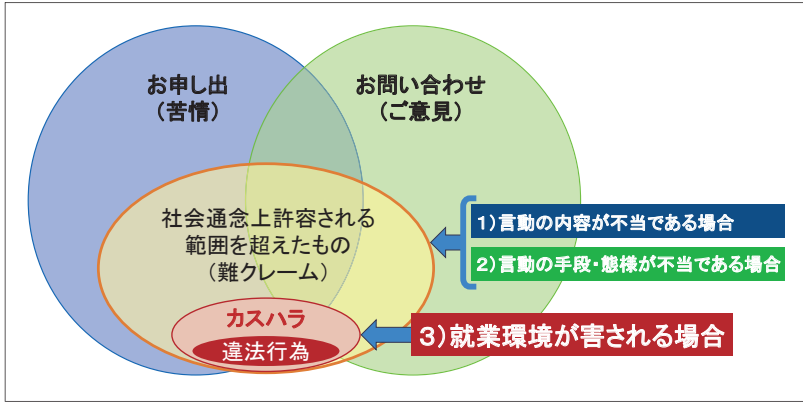
措置義務を履行していないことで直ちに刑事罰が科される制度ではありませんが、被害を把握しながら必要な対応を怠った場合、安全配慮義務との関係が問題となり、企業の社会的信用を失いかねません。

罰則の有無にかかわらず、従業員を守るために実効性のある体制を整えることが重要です。

2. カスタマーハラスメントの定義

ここで改めて、カスハラ(顧客ハラスメント)の定義を確認させてください。

図3：カスタマーハラスメントとは



©公益社団法人消費者関連専門家会議

指針では、職場において行われる以下の3つの要素を全てみたすものをカスハラとしています。

ポイント

- ① 顧客等の言動(※1)であって、
- ② 労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
(図3の1)、2))
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの
(※2)(図3の3))

※1：顧客等には、契約中の顧客だけでなく、問い合わせをする人、将来サービスを利用する可能性のある人、取引先の担当者なども含まれます。電話、メール、SNS等での言動も対象です。

※2：「就業環境が害される」とは、身体的・精神的な苦痛により、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど、就業上看過できない程度の支障が生じることをいいます。判断は、本人だけの感じ方ではなく、同様の状況で平均的な労働者がどう感じるかという客観的な視点を基本とします。ただし、暴行や強い脅迫などは、1回の行為でも就業環境を害する場合があります。

3. カスタマーハラスメントの判断基準

具体的な基準は、
どのように定めればよいでしょうか？

指針では典型例を示していますが、共通する一律の回数や時間を定めているわけではありません。

業種、業務の性質、顧客の状況、言動の目的・経緯、頻度・継続性、労働者の心身の状況などを総合的に考慮します。そのため、各社では実際の事例を集め、「同じ説明を何度行ったか」「どのくらい時間を要したか」「どのような言葉や要求があったか」「警告後に改善したか」といった客観的な判断材料を記録することが重要です。

判断基準のポイント

例えば、「同じ話の繰返しは30分を一つの目安として対応の中断・終了を検討する」「同様の電話が続く場合は忠告、警告、対応終了へ段階的に移る」といった社内基準を定めます。ただし、30分や回数は法令上の一律基準ではなく、業務内容や顧客への影響を踏まえて各社・業界で設定する目安です。

高齢者、障害のある方、日本語での意思疎通が難しい方などについては、理解状況を確認し、合理的配慮や丁寧な説明を行った上で判断する必要があります。

4. 警察や弁護士への相談

警察や弁護士への相談・法的対応は、
どの段階で検討すべきでしょうか？

緊急性は高くないものの、執拗な電話・メール、つきまとい、SNS上の中傷、業務妨害、不当要求が継続する場合は、早い段階で警察署の相談窓口や弁護士に相談します。

暴行、傷害、脅迫など犯罪に該当し得る言動や、従業員・来店者の安全に危険が及ぶ場合は、現場の判断で直ちに110番通報できる体制が必要です。



対応のポイント

相談は、顧客への対応を打ち切った後に行うものではありません。

対応を継続している段階から、警告文の作成、連絡窓口や連絡方法の限定、通話録音や対応記録などの証拠の保全、法的措置の可否など、今後の対応方針を整理するためにも有効です。

5. 貸金業における事例

貸金業では、どのような場面が想定されるでしょうか？

令和8年1月から2月にかけて実施された日本貸金業協会の協会員向け研修会で取り上げた2つの事例をご紹介します。



▲研修会の模様

事例1

ローン返済中の顧客から担当者への暴言や執拗な要求が繰り返された事例

対応例

返済契約が継続していても、「返済契約の履行」と「カスハラ行為への対応」は切り分けて考えます。

契約上必要な案内は継続する一方、暴言や同一要求の繰返しに対しては、窓口の一本化、電話から書面への切替え、同一要求への回答終了など、行為への対応を制限できます。

その際は、「そのような態度なら今後は取引しない」など、取引停止をほのめかしたり、報復と受け取られたりする表現は避けます。



「人」ではなく「行為」に着目し、会社として決定した対応を冷静に伝えます。

事例2

返済遅延が続く顧客が「利息の説明を受けていない」「金融庁へ通報する」「SNSに実名で書く」「病気のだから配慮しろ」と声を荒らげ、説明を遮り続けた事例

対応例

利息説明の有無については、契約書面や説明記録を基に確認します。通報や意見表明そのものは、顧客の権利であり、止めることはできません。

病気などの事情にも耳を傾けます。

その上で、権利の行使を材料に**不当な対応を迫る行為や威圧的言動が続く場合は、上司や相談窓口へ引き継ぎます**。状況によっては、電話を中断して書面对応へ切り替える場合もあります。

返済困難の相談、契約内容への疑問、取立て方法への苦情は、法令や自主規制規則等に沿って適切に対応すべき申し出であることを忘れてはいけません。

6. 貸金業界へ期待すること

顧客対応と従業員保護の両立に向けて、貸金業界に期待することをお聞かせください。

貸金業では、顧客が経済的な不安や生活上の困難を抱えていることも少なくありません。だからこそ、丁寧な傾聴、分かりやすい説明、相談先の案内など、顧客の状況に応じた対応が大切です。同時に、どのような事情があっても、従業員の人格や安全が侵害されてよいわけではありません。**顧客対応と従業員保護は二者択一ではなく、双方の尊厳を守る取組です。**

日本貸金業協会が対応方針やマニュアルのひな形、研修教材を示し、各社が共通の土台を持つことには大きな意義があります。各社には、それを自社の業務、顧客層、相談・苦情の実態に合わせて具体化し、現場の声を反映して継続的に更新することを期待します。

カスハラ対策の核心は、担当者一人に抱え込まず、組織として判断し、組織として支えることです。その積み重ねが、従業員が安心して働ける環境と、顧客から信頼される貸金業界の在り方につながります。



貸金業務取扱主任者

第3回

〈主な関係法令：貸金業法第12条の3 ほか〉



貸金業法の基礎知識をわかりやすくお届けします。今回は「貸金業務取扱主任者」について解説します。
(以下、本稿において、「法」とは貸金業法を、「施行規則」とは貸金業法施行規則をいいます)

- 貸金業務取扱主任者は、
- ・貸金業法に基づく国家資格です。
 - ・資格試験に合格し、内閣総理大臣の登録を受ける必要があります。
 - ・営業所等で貸金業の業務に従事する従業者等に、貸金業に関する法令を遵守し適正な業務を実施させるために必要な助言や指導を行います。
- 貸金業者は、営業所や事務所ごとに、法令で定める数の貸金業務取扱主任者を設置しなければなりません。

主任者の設置

- 貸金業者は、営業所や事務所ごとに、法令で定める数の貸金業務取扱主任者を設置しなければなりません。
(法第12条の3) 一つの営業所等において、貸金業の業務に従事する従業者50人につき1人以上設置することが義務付けられています。(施行規則第10条の8)
- 貸金業者は、貸金業務取扱主任者が助言や指導にかかる職務を適切に遂行できるよう必要な配慮を行わなければなりません。(法第12条の3)

主任者の役割

- 貸金業の業務を適正に実施するために、従業者に対する必要な助言・指導を行います。
- 【助言・指導の例】
監査結果や、苦情の申出、不正等の事例について事実関係を確認し、関係法令や社内規則、業務マニュアル等に照らして具体的な解決策及び対応方法を検討し、関係する従業者に適切に助言・指導を行う。
また、そのような事例に関する関係法令や社内規則、業務マニュアル等の内容について、研修等により教育指導を行う。

登録を受けた貸金業務
取扱主任者数は26,826名
(令和8年3月31日現在)

主任者になるには

① 国家試験に合格する

(法第24条の7)

貸金業法、民法などを中心に
出題される資格試験を受験し、
合格する。

② 主任者登録を受ける

(法第24条の25)

試験に合格後、主任者の登録
申請を行い、内閣総理大臣の
登録を受ける。

令和7年度(第20回)試験の結果

受験者数	9,878人
合格者数	3,208人
合格率	32.5%

狭き門なんだね



主任者登録は3年ごとに更新する必要がある、更新時には最新の法令や実務知識を踏まえた講習の受講が義務付けられています。

日本貸金業協会は、内閣総理大臣の指定や金融庁の委任等により、試験・登録・講習に携わっています。

※指定試験機関(法第24条の8)、登録事務の委任(法第24条の33)、登録講習機関(法第24条の36)

まとめ

貸金業務取扱主任者は、貸金業者が法令を守り、適正な業務を行うために不可欠な国家資格です。従業者への助言・指導を通じて、資金需要者等の利益の保護と業界の健全化に重要な役割を果たしています。



金融リテラシー向上コンソーシアムの活動

～ 金融リテラシー向上及び金融トラブル被害の防止を通じて、消費者保護に貢献 ～

金融リテラシー向上コンソーシアム（以下、「コンソーシアム」）は、お陰様で本年6月に設立から3年を迎えました。コンソーシアムでは、「お金でつまづかない教育を」コンセプトに、中学生から社会人まで、幅広い層に向けて「未来をまもるお金の授業」を開催しています。令和8年1月には累計受講者数が2万人を超えるなど、多くの皆さまにご活用いただいています。

また、コンソーシアムでは、警察や関係団体と連携し、協働セミナーを開催しています。警察との連携では、令和7年度、11道府県の各地域において、現職の警察官の方と協力し、協働セミナーを開催するとともに、5つの警察学校で「お金の授業」を開催するなど、取組みを広げています。

今年度も警察や関係団体との連携強化のもと、金融経済教育を力強く推進してまいります。コンソーシアムの諸活動に、皆さまのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。



▲ 神奈川県警察学校における講義の様様
2026年6月5日 / 神奈川県横浜市

金融リテラシー向上コンソーシアムについて

コンソーシアムは2023（令和5）年6月に日本貸金業協会と貸金業大手4社が設立した団体です。加入する企業・団体とともに、金融リテラシー向上及び金融トラブル被害の防止を通じて、消費者保護に貢献することを目的とし、「お金の授業」の開催や金融トラブル事例などの情報発信を行っています。

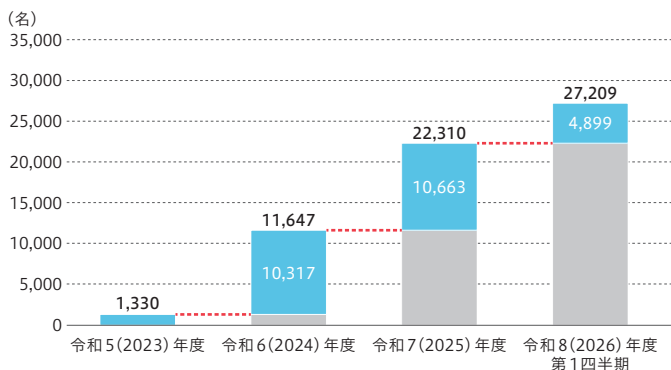
未来をまもる
お金の授業

金融トラブル被害
防止への取組み

金融リテラシー向上コンソーシアム
FLIC Financial Literacy Improvement Consortium

受講者数について

年度別「お金の授業」受講者数(累計)



令和8年度第1四半期までの
累計受講者数が27,209名に達しました。

多くの皆さまにご参加いただき、
コンソーシアムの活動への理解と関心が
着実に広がっています。



コンソーシアムへの加入について

コンソーシアムの趣旨にご賛同いただいた法人・団体の新規加入を受け付けています。活動に興味をお持ちの方は、コンソーシアム事務局までお気軽にお問い合わせください。



「お金の授業」のお申込み・お問い合わせ

- 電話 03-5739-3016
- 事務局 日本貸金業協会 金融リテラシー向上コンソーシアム推進室
- ウェブサイト <https://www.j-fsa.or.jp/flic/>

金融リテラシー向上
コンソーシアム



「現場で役立つ知識を学ぶ機会に」

神奈川県警察学校 教務課長に聞く「お金の授業」の意義

金融リテラシー向上コンソーシアムは、受講者に金融犯罪や多重債務問題への理解を深めてもらうとともに、関係機関との連携強化を図るため、神奈川県警察学校でセミナー「未来をまもるお金の授業」を開催しました。今回は、セミナー開催にご協力いただいた神奈川県警察学校の教務課長に、セミナー導入の背景や受講生の反応、警察学校で金融分野を学ぶ意義、そして今後期待される当コンソーシアムとの連携についてお話を伺いました。



▲ 神奈川県警察学校(横浜市栄区)

導入の背景

Q1 警察学校で当コンソーシアムのセミナーを導入された背景についてお聞かせください。

警察官自身が「堅実な生活態度」をとることは国民の信頼を得るために必要な素養です。そのため自ら判断して生活設計を立てることは重要なことであり、また、今後警察官として国民の皆さまからの相談に真摯に対応できるよう、金融に関する知識を身に付けることは必要なことと考えたからです。

Q2 警察官として勤務するうえで、金融に関する知識が必要だと感じるのは、どのような場面からでしょうか。

警察学校を卒業すると、まず交番勤務をします。交番では様々な相談を受理しますが、金融に関する相談も多く、国民に頼られる警察官として、金融に関する基本を知っておく必要があります。

セミナーの実施状況と効果

Q3 セミナー実施前と実施後で、学生の意識や理解にどのような変化が見られましたか。

これまで学生は、金融に関し「何となく理解している」「よく分かっていない」という者が多かったのですが、セミナーを受講し「クレジットカードやキャッシュレスの仕組みが分かった」「ローンの返済方法の違いが分かった」等、金融に関する知識を得られ、社会人としての見識が広まったと感じているようです。

Q4 学生から反響が大きかったテーマや内容があれば教えてください。

学生からは「どのテーマも非常に興味があつた、分かりやすかつた」と聞いており、さらに「今後の人生設計について初めて深く考えた」「これから充実した人生を送るにはいろいろお金がかかるということが分かった」という意見が多かったです。

特殊詐欺・SNS型投資詐欺への対応

Q5 近年増加している特殊詐欺やSNS型投資詐欺について、学生に特に強調して伝えたいポイントは何か。

警察官として、犯罪手口を深く理解することは重要ですが、加えて、日々新たな手口も発生していることから、広く社会情勢を知っておくことが重要です。

実務への活用

Q6 今回のセミナー内容は、実際の警察業務においてどのように役立つと期待されていますか。

先ほども挙げましたが、交番では様々な相談を受理しますし、将来、刑事課や生活安全課などの勤務になった場合でも、国民から金融に関する事件相談を受ける機会は多く、国民に頼られる警察官となるためには適切なアドバイスや対応をとれるようになってほしいと考えていますので、様々な場面で役立つと期待しています。

教育としての位置づけ

Q7 教務課として、金融教育を警察学校教育の中でどのように位置づけていらっしゃいますか。

社会人としての一般知識を得るための「社会」としての授業と、警察官としての「職務倫理」の両方を兼ね備えた授業として位置づけています。

外部連携の意義

Q8 当コンソーシアムとの連携には、どのような意義や効果を感じていらっしゃいますか。

これまでも「ライフプラン」や「職務倫理」は部内講師が教養してきましたが、さらなる教養効果の向上や特に金融に関する知識の深化を考えると、貴団体による金融リテラシーの教養は非常に分かりやすく、その意義と効果を感じています。

セミナーの普及

Q9 今回のセミナーを通じて、金融教育のセミナーが警察組織全体にとってどのような価値を持つと感じられましたか。

警察学校は、警察官としての基礎を身につけるための職業訓練校です。初期段階で職務倫理教養を行うことは組織全体にとって必要なことから、大きな価値があると考えています。

Q10 警察署でも同様のセミナーを実施する場合、特に効果が期待できる層やタイミングはありますか。

組織人として出発する初期段階のタイミングが効果的と考えていますので、若年層へのセミナーに効果が期待できますが、昨今の社会経済情勢を鑑み、ベテラン職員や幹部職員にも「今の時代の流れ」や「新たな常識」を知ってもらうためには有効であると考えています。

Q11 今後当コンソーシアムのセミナーに取り入れてほしいテーマや工夫はありますか。

ゲーム課金やキャッシュレス決済については、今後もトラブルや相談受理が増加すると思われるので最新の情報をもとにセミナー内容もブラッシュアップしていただければと思います。

将来ビジョン

Q12 金融教育を通じて、将来的にどのような警察官を育てていきたいと考えていますか。

時代の変遷により、これまで想定していなかったような犯罪手口や悪質な行為が増加しています。これらに対応するためには、豊富な知識と柔軟な対応力が求められますので、様々なことに興味を持ち、知識を増やして精神的にも精強な警察官を育成したいと考えています。

神奈川県警察学校でのセミナー実施状況

年度	実施日	講義内容	受講者数
2024	① 2025/1/20	生活設計・家計管理、 ローン・クレジット、金融トラブル	154名
2025	① 2025/4/28		450名
	② 2026/2/18		96名
2026	① 2026/6/5		389名

最後に

Q13 これから警察官を目指す若い世代に向けて、金融教育の重要性についてメッセージをお願いします。

警察官は、犯罪や事故から国民を守る仕事です。そのため体力や精神力、そして豊富な知識が必要となりますので、苦手なことから目を背けないことが重要です。金融に関する知識も「難しい」「興味が無い」と切り捨てるのではなく、国民を守るための手段、そして自らを律するための知識として重要ですので、是非とも習得し、強く頼もしい警察官になって、そして治安維持のため一緒に頑張りましょう。



教務課長 野口様、
ご協力ありがとうございました。

特集

コンソーシアムの活動

協会の活動

インフォメーション



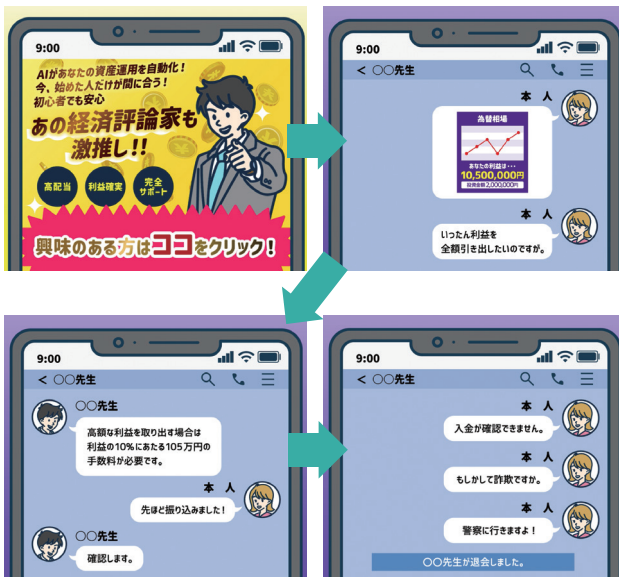
協会活動レポート ～行政と築く消費者啓発～

近年、SNS等を通じた投資詐欺や特殊詐欺など、金融犯罪の手口は巧妙化・複雑化しています。投資を持ち掛け、「利益を得るための資金が足りない」などと巧みに誘導し、消費者金融から借り入れをさせ、さらに送金を求めるケースも見られます。日本貸金業協会では、こうした被害の未然防止に向け、警察等の関係機関と連携し、情報共有や注意喚起などの取組みを進めています。本稿では、その具体的な取組みをご紹介します。

「SNS型投資詐欺」啓発動画の制作

警視庁と連携

特殊詐欺の被害状況（認知件数・被害総額）は、前年同期と比較して著しく増加しており、依然として深刻な状況にあります。



特に著名人をかたるSNSのバナー広告やダイレクトメッセージ（DM）による投資の勧誘を通じて、「投資金」や「手数料」の名目で金銭をだまし取る「SNS型投資詐欺」が急増していることから、警視庁匿名・流動型犯罪グループ対策本部と協力し、注意喚起を目的とした啓発動画を制作・広告配信を行いました。

～広告配信の結果～（7月～8月にかけて配信）

- SNS：視聴回数（視聴率）
YouTube 約7万回（約64%）※7月のみ
TikTok 約80万回（約50%）
- WEB広告：クリック数（クリック率）
GDN※ 約3.6万回（約13%）
※Googleディスプレイネットワーク
LINE 約1.3万回（約0.5%）

動画はこちら



▲ バナー広告からメッセージアプリに誘導後、被害に遭うまでの流れがわかります

「国際電話詐欺」被害抑止の活動

警察庁と連携

海外からの電話をきっかけとした特殊詐欺被害が多発していることを受け、警察庁では、犯人からの電話を受けないための対策として国際電話の利用休止を促進する活動「みんなとめよう!! 国際電話詐欺 #みんなとめ」を推進しています。また、民間事業者が最新技術や独自のノウハウを活用して開発した携帯電話向け特殊詐欺対策アプリケーションを「警察庁推奨アプリ」として認定し、国民に広く利用を呼びかけています。

当協会はこれらの活動に賛同し、Web広告を活用した啓発を実施しました。



▲ 広告バナー画像

—警察庁推奨アプリ—

主な機能（全アプリ共通）

- ✓ 国際電話番号の発信一括ブロック・警告（Android OSのみ）
- ✓ 特殊詐欺等の犯行に利用された電話番号（国際電話番号を含む）の発信ブロック
- ✓ 警察庁から特殊詐欺に関する防犯情報をお知らせ



警察庁 HP

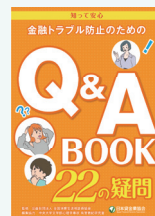


啓発冊子「金融トラブル防止のためのQ&A BOOK 22の疑問」

- ・お金との上手な付き合い方や、金融トラブルを防ぐための知識が学べる小冊子です。
- ・教育委員会、消費生活センターなどを通じて配布し、消費者の皆さまに活用いただいています。

無償配布のお申込み ▶ 教育研修部 消費者啓発課 03-5739-3018

詳しくはこちら



「ギャンブル等依存症問題啓発週間」での啓発

金融庁と連携

5月14日～20日のギャンブル等依存症問題啓発週間にあわせて、ギャンブル等への関心が高い方や、ギャンブルが原因で生活資金に困窮していることが想定される方を対象に、関連テーマを扱った広告を全3弾に分けて配信し、適切な相談機関への誘導を図る取組みを実施しました。

～ギャンブル等依存症問題啓発週間とは？～

- 期間：毎年5月14日から20日まで（ギャンブル等依存症対策基本法で規定）
- 目的：ギャンブル等依存症問題への関心と理解を深めること

第1弾



動画はこちら



オンラインカジノを原因とする
依存症の危険性・
オンラインカジノの違法性に
関する注意喚起

第2弾



動画はこちら



ギャンブル等依存症問題の周知

第3弾



動画はこちら



身近な人のギャンブル等依存症問題に
悩む方々へのアプローチ

～広告配信の結果（第1～3弾に分けて計1か月間配信）～

- SNS (YouTube、TikTok、Instagram): 視聴回数 約90万回
- WEB 広告 (GDN、LINE): クリック数 約25万回

「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」へ参加

東京都等と連携

「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」は、ヤミ金融被害の未然防止と悪質業者の排除を目的として、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県および関係機関が連携して行っている取組みです。当協会も6月22日～28日に実施された本キャンペーンに参加し、以下の啓発活動を行いました。



車内動画広告の放映

都営地下鉄（大江戸線、浅草線、新宿線、三田線）の車内動画広告として、東京都と当協会が協働で制作した啓発動画が放映されました。



◀ 動画の一場面



協会ホームページ・協会公式Xでの情報発信

キャンペーン期間に合わせ、協会ホームページに周知文書を掲載したほか、協会公式Xにおいて啓発投稿を行いました。また、SNS等広告の配信により、被害防止に係る注意喚起を実施しました。

投稿メディア（右は東京都作成のポスター）▶





協会独自の生活再建支援カウンセリング

～生活再建への伴走～

貸金業相談・紛争解決センターでは、「債務整理はできたが、家計管理が苦手で今後の生活が不安」「依存的な行動（ギャンブルや買い物癖）によって生じた金銭問題がある」などといったケースには、再発防止を目的とした生活再建支援カウンセリングを行っています。



協会HP
(生活再建支援
カウンセリング)



◆当協会のカウンセリングの特徴◆

行動改善に重点



生活そのものの
立て直しに
フォーカスしている

考え方のクセや 行動面へアプローチ



多重債務の背景にある
行動パターンに
焦点を当てている

ご家族も支援対象



ご本人だけでなく
ご家族へのカウンセリングも
実施している（家族のみ可）

柔軟な相談体制 （相談無料）



全国を対象に
電話や対面による
カウンセリングを実施している

……… お問い合わせ Contact ………



日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター

受付時間 9:00 ~ 17:00 土・日・祝休日・
年末年始を除く



0570-051-051

または **03-5739-3861 /
050-3494-7988**

● カウンセリングの流れ ●



① 電話で相談
まずは相談ください。



② 状況の確認
カウンセラーがお話を伺います。



③ カウンセリングの開始
個別の状況に応じたサポートを開始します。

◆新人カウンセラーの声◆

実際のカウンセリング活動を始めた新人カウンセラーの皆さんに、
相談者との関わりを通して感じた難しさややりがい、活動に対する思いを寄せていただきました。

Aさん 研修で学んだことを実際のカウンセリングの場で活かし、解決への道筋を見立てながら丁寧に聴き進めることの難しさを感じています。不安や迷いが生じた際には、講師の指導を受けながら整理し、解消につなげています。お仕事などの都合を調整してカウンセリングを受けてくれる相談者との関わりの中で、相談者自身が新たな気づきを得られた時、カウンセリングの大切さを改めて感じます。今後も少しでもお役に立てるよう、自己研鑽を重ねていきたいと思っています。

Bさん 家計簿をつけた事がない相談者が、自分に合う家計簿を見つけて、更には「つける習慣までできました」と嬉しそうに話す様子を聴いて、私も一緒に嬉しくなりました。新たな一步を踏み出す場面とともに味わえた時、カウンセラーとしてとてもやりがいを感じます。一人でも多くの相談者に、「協会のカウンセリングを受けて良かった」と思ってもらえるよう、先輩カウンセラーの助言を仰ぎながら日々精進してまいります。

Cさん カウンセリング業務に携わるようになってから、毎回カウンセリングが終わるたびに、相談者の気持ちや問題を思うように聴くことができず、落ち込んだり悩んだりしていますが、それでも、今まで行動できなかった相談者がカウンセリングをきっかけに問題解決に向けて自分なりに行動したことを報告してくれた時は「やってよかったな」と思います。知識も技術も経験もまだまだですが、相談者に寄り添えるカウンセラーになれるようスキルアップを続けていきたいです。



■ カウンセリング事例 ■ ～金銭音痴の夫と経営の実態を知らなかった妻～

前号までの本人編、親子編につき、

並行面談
夫婦編

相談者のプロフィール

● 50代の夫婦。2人の子供と4人暮らし。● 夫は飲食店を経営。● 夫に5社 300万円の借金が発覚。任意整理を弁護士と進めることにした。● 夫の両親から協会のカウンセリングを紹介され、借金を繰り返さないため夫婦でのカウンセリングを希望。→ 対面による並行カウンセリングを実施。

実施内容



夫

■ カウンセリング回数：全8回 ■ 終了までの期間：1年5か月

※カウンセリングは1回あたり約1時間程度実施。

各回前半45分は夫・妻それぞれ個別に行い、後半15分は夫婦と担当カウンセラー2名による合同で実施。

妻



若い頃にも借金をして両親に立て替えてもらったことがあり、今回は弁護士に任意整理を依頼している状況であった。
借金の原因としては、趣味の道具の購入や仲間との飲食、また、経費になるので大丈夫との勝手な思い込みからクレジットカードで決済し、支払いに困ると借金をして返済を繰り返していたことである。
妻はお金に関することは夫に任せきりで把握してこなかったこともあり、夫婦で変わりたいとの思いからカウンセリングを希望された。
今回の借金も任意整理はしたものの、毎月の返済負担が大きく、その返済原資をどのように確保するかを検討から始めることにした。

カウンセリング開始

初回、夫の借金に今まで全く気づいておらず、更に夫の家族から責められてどうしてよいかわからないと混乱した様子であった。また、夫が若い頃にも借金をしており、親が立て替えていたことを今回初めて知り、ショックを受けていた。
夫は飲食店を経営しており、経費と給料などの管理がずさんで、私的な高価な買い物も経費として扱っていた。妻は「自分にも足りないところがあった」と考え、今後夫とどのように関わっていくのが良いかをカウンセリングの中で考えていきたいと希望された。「夫がお金の管理が出来るように手伝える方法を一緒に考えていく」ことを目標として取り組むことで合意した。

まず、副業による収入増加の可能性について一緒に検討し、収入を増やす取り組みを進めた。その結果、原資を作れるようになってきた。
お金の管理に関しては、妻にも協力してもらい、経費は妻が記録し、小遣いは夫が記録する方法を取り入れた。回を重ねるごとに、自分の安易な考えで家族に迷惑をかけてしまったことへの反省が深まり、副業に真摯に取り組むとともに、支出を抑える行動へと変化していった。また、毎月の家計について話し合う「家族会議」が習慣化され、お互いが収支や家計の状況をしっかり把握できるようになってきた。

取り組み期

経費になるものは、夫にレシートを提出してもらい妻が記録することとした。また、夫は自分の小遣いを記録する課題に取り組んだ。途中、たばこ代を家計費から出すのか、小遣いの範囲内とするかで夫婦の認識に食い違いがあったが、合同面接の中で話し合い、修正を行った。妻は記録をつける中で、「夫が頑張っていて儲かっている（利益を上げている）」ことが理解でき、また妻自身も「意外と無駄な支出がある」といった気づきがあった。

副業することで収入が増え、返済も安定して行えるようになった。
加えて、夫婦での家計管理が定着し、無駄な支出が減ったことで家計が改善されたため、卒業となった。

卒業に向けて

夫婦で毎日帳簿をつけることが習慣になった。妻は夫の仕事の打合せにも同席するようになり、食材の仕入れも夫婦で話し合うようになった。夫婦間で自営業の仕事について考え、協力できるようになったため、卒業となった。

※カウンセリングの頻度や期間（開始から終了まで）は、相談者一人ひとりの状況によって異なります。
※相談者のプライバシー保護の観点から、実際の事案の本質を損なわない範囲で編集しています。

相談者の感想



カウンセリングを受けたことで妻とコミュニケーションが増えたことが一番大きい。必ず妻に相談してから決めるようになった。妻はお金の収支がギリギリだったがよくやってくれたと思う。長い期間にわたり大変お世話になりましたありがとうございました。



心のケアをしてもらえました。今後のことについてもアドバイスをありがとうございました。二度と元に戻らないのがベストですが、もし戻りそうになったときは、夫婦で話し合い、修正しながらやってみます。

協会だからこそできる 支援

貸金業法施行規則や監督指針は毎年のように改正され、その都度、社内規則や内部管理態勢、書式の見直しが必要になります。貸金業法、関係法令や監督指針の最新情報を把握しながら業務を進めるのは容易ではありません。

日本貸金業協会では、協会加入を条件として、協会未加入の皆さまや新規登録をご検討の皆さまに向けて、登録申請手続きやコンプライアンス態勢整備を円滑に進めることができるよう支援制度を設けています。是非ご活用ください。

※支援制度は無償でご利用いただけます。なお、本制度を利用して貸金業登録（新規・更新）を完了した場合、協会にご加入いただきます。

支援制度の対象	{	・ 貸金業登録の新規登録を予定されている方。 ・ 協会未加入で貸金業登録の登録更新を予定されている方。
---------	---	--

支援メリット①

会員業務部による社内規則作成の相談・支援 （「社内規則策定ガイドライン（規程記載例）」の提供）

❗ 課題 貸金業の登録（新規・更新）申請では、申請書の作成だけでなく、添付書類として提出が求められる社内規則の整備が必要不可欠です。しかし、この社内規則は、貸金業法や関係法令、監督指針等を正確に把握していなければ作成が難しいという側面があります。

解決策

「支援制度」をご利用いただくことで、協会加入前から最新版の社内規則のひな型（規程記載例）をご利用いただけます。また、協会に加入されると、法令改正の都度、協会員専用サイトで改正案内があり、改正を反映した最新の社内規則をご利用いただけます。これにより、自社の社内規則を適正に整備することが可能になります。
（社内規則についての詳細は、次ページのQ & Aをご覧ください。）



支援メリット②

各都道府県支部による登録申請書類の作成に関する支援

❗ 課題 登録（新規・更新）申請書類の作成では、登録行政庁ごとに取扱いが異なることもあります。そのため、準備に時間を要してしまったり、記載方法の誤りに気がつかなかったり、行政庁とのやり取りが増えて負担が大きくなる場合があります。

解決策

「支援制度」をご利用いただくことで、各都道府県支部において、登録（新規・更新）申請書類の作成や事前確認、不備の補正の支援を受けることができます。
記載方法で不明点がある場合も、協会へ相談しながら進められるため、登録行政庁の取扱いにあわせた登録（新規・更新）申請書の作成をスムーズに行うことができます。



社内規則に関する 気になる疑問を解決



社内規則の気になるアレコレ答えます！

貸金業登録（新規・更新）の申請をご検討中の方、社内規則の整備はできていらっしゃいますか？



Q. なぜ登録申請（新規・更新）の際に社内規則を提出しなければならないのか？

A. 社内規則の提出は法令で義務付けられているため

貸金業法施行規則において、登録申請書の添付書類として、貸金業の業務に関する社内規則を提出しなければならないと規定されています。

Q. なぜ、協会の自主規制規則と同等の社内規則にしなければならないのか？

A. 行政が協会規則の水準を基準として監督するため

金融庁の監督指針で、非協会の社内規則は協会の自主規制規則と同等の水準で作成・変更することが求められると規定されています。

Q. 協会に加入しなかった場合、行政から社内規則についてどのような対応が求められるのか？

A. 行政から社内規則の作成・変更命令を受ける可能性がある

貸金業法により、行政が非協会員に対して協会規則を考慮して監督を行い、必要に応じて社内規則の作成・変更を命じる場合があると定められています。

Q. 協会の自主規制規則と同等の社内規則を自社で作成するのは難しいのか？

A. 専門的知識と頻繁な改正対応が必要なため難易度が高い

協会水準の社内規則を自社で維持するには、幅広い専門知識（顧問弁護士に相当する水準）に加え、貸金業法等関係法令の改正を継続的に把握し反映する必要があり、対応は容易ではありません。

詳細は協会HPをチェック！

▼ 支援制度等のご案内 > 社内規則の作成に係る支援

<https://www.j-fsa.or.jp/association/join/rules.php>



（ご参考）

▼ 支援制度等のご案内 > 支援制度のご案内

<https://www.j-fsa.or.jp/association/join/support.php>



まずはお気軽にご相談ください

お問い合わせ先

日本貸金業協会

支部業務部 会員加入促進登録課

電話 03-5739-3012



日本貸金業協会の統計資料・調査レポート

貸金業界の動向を調べたい方へ

【関連URL】 <https://www.j-fsa.or.jp/material/>

【担当部署】業務企画部 調査課 (電話) 03-5739-3013



日本貸金業協会「月次統計資料」

「月次統計資料」として下記の資料を毎月公表しています。

【得られるデータ】

- 協会の状況 …… 協会員数と加入率の推移、協会員の増減推移、業態別等の協会員内訳の推移など
- 相談・苦情・紛争の状況 …… 貸金業相談・紛争解決センターで受電した相談・苦情・紛争件数など
- 月次実態調査 …… 特定協会員の協力を得て、月末貸付残高、月間貸付金額、月間契約件数、月末保証残高等の各種営業計数の動向を月次で調査・分析した統計資料 ※全協会員の貸付残高の70%以上のカバレッジを確保

貸金業が担う資金供給機能等に関するアンケート調査

毎年、資金需要者や貸金業者を対象としたアンケート調査を行っています。

● 「資金需要者等の借入意識や借入行動等に関する調査結果」(資金需要者向け調査)

【最新版】令和8年10月30日公表予定

【概要】

昨今、中東情勢の緊迫化など海外の不確実性と地政学リスク等により、日本経済への影響が懸念され、長引くエネルギーや食料品等の価格上昇、住宅ローン金利負担の増加等に対して賃金上昇が追いついておらず、家計の負担感が拭えない状況が続いています。

また、最近の詐欺事案では、「SNS型投資詐欺」、「闇バイト」、「ニセ警察詐欺」、「インターネットバンキングの不正送金」など、スマートフォンやSNS、生成AIを悪用した非対面型の金融犯罪が急増しており、被害が後を絶たない憂慮すべき状況にあります。

こうした背景を踏まえ、資金需要者等の利益の保護及び貸金業の健全な発展に資するものと考え、資金需要者等の借入意識や行動及び金融リテラシーの現状などを調査しました。

● 「貸金業者の経営実態等に関する調査結果」(貸金業者向け調査)

【最新版】令和8年4月30日公表

【概要】

貸金業を取り巻く経営環境は、物価高騰の影響による事業コストの増加や市場金利の上昇、デジタル化の進展などを背景とした顧客ニーズの変化に直面する等、引き続き厳しい状況に置かれており、資金需要者等のライフスタイルや価値観の多様化や、物価高騰による生活意識の変化により、従来の定型の商品やサービスでは顧客ニーズに十分に答えられない状況も発生している可能性があります。

こうした環境のもと、顧客ニーズの変化への適応および収益の安定化・収益源の多様化に向けた取組みは、貸金業が担う資金供給機能を円滑に発揮することといった観点からも重要なものとなっており、その実現のために必要な検討に資するべく、貸金業者の現状と貸金業者が抱える課題や問題点を把握することを目的として調査しました。



日本貸金業協会の支部組織

全国に広がるネットワーク

日本貸金業協会は、東京都に本部を置き、47都道府県に支部を配置している全国組織です。

各支部は、多様な関係者との協力・協働を通じて資金需要者等の利益の保護と貸金業の健全な発展に寄与しており、なかでも北海道・宮城県・東京都・愛知県・石川県・大阪府・広島県・香川県・熊本県・福岡県・沖縄県の11支部は、拠点支部として管轄エリアを統括しています。



▲ 拠点支部と管轄エリア

支部の機能・役割

● 行政協力事務

貸金業に関する届出等の受付窓口

支部では、貸金業法第41条の8に基づき、金融庁および47都道府県と、行政協力事務に係る協定を締結し、その委託を受けて、貸金業者が登録行政庁に提出する届出書等の受付をはじめ、貸金業に関する行政窓口としての役割を担っています。

受付窓口は、貸金業者の本店所在地を管轄する支部となります。協会員に対しては、記入方法を支部職員が分かりやすく説明しますので、いつでもお問い合わせください。

協会員は各種様式のダウンロードサービスをご利用いただけます。



掲載場所

協会ホームページ＞協会員専用サイト＞行政庁及び協会への届出・申請等＞

登録(更新)申請書や各種届出書の様式／事業報告書の様式とその記載例／業務報告書の様式とその記載例



PICKUP



ほかにも
こんな機能・役割が
あります

● 協会員支援

協会員が適切な業務運営を行うための支援や情報提供を行っています。各地で開催する業務研修会や協会員懇談会(個別会合)も、管轄支部が本部所管部と共同で運営しています。

● 地域連携

登録行政庁や消費生活センター等を定期的に訪問して情報提供・意見交換を行っています。また、貸金業監督者会議や多重債務問題対策協議会等にも積極的に参画しています。

● 相談・苦情対応

資金需要者等からの相談や苦情の対応を行っています。多重債務の解決に向けた情報提供も行っています。

● 貸付自粛対応

資金需要者等の利益を保護するため貸付自粛制度の取扱い(自粛申告の受付)を行っています。

● 消費者啓発・金融経済教育

関係機関・団体と連携し、多重債務防止の啓発活動や金融経済教育セミナーを実施しています。また、金融リテラシー向上コンソーシアムとしても各種取組みを行っています。

【支部業務に関するお問い合わせ】

支部業務部(電話 03-5739-3012)または各支部 ※支部の連絡先は本誌の裏表紙(最終ページ)をご参照ください。

株式会社日本信用情報機構からのお知らせ

JICC インフォメーション

第40回定時株主総会の開催

2026年6月25日に第40回定時株主総会を開催し、第40期の事業報告を行った後、すべての株主総会議案について承認可決されました。株主総会後の取締役及び監査役は以下のとおりです。

(重任) 代表取締役社長執行役員	福元 一雄	全社総覧
(重任) 取締役常務執行役員	戸田 和彦	営業統括部担当、消費者サービス部担当、消費者サービス部長
(重任) 取締役常務執行役員	小野 哲	リスク・コンプライアンス統括部担当、監査部担当
(重任) 取締役常務執行役員	小川 雅史	経営企画部担当、システム本部担当
(重任) 取締役	小楠 鉄哉 ※	—
(重任) 取締役	田中 宏治 ※	—
(重任) 取締役	増田 俊之 ※	—

(※) 会社法第2条第15号に定める社外取締役

(重任) 監査役	竹澤 雅樹	—
(重任) 監査役	滝川 佳代 ※	—
(新任) 監査役	雨宮 玲子 ※	—

(※) 会社法第2条第16号に定める社外監査役

データでみる JICC

2026年度第1四半期までの実績をまとめました。

詳細は、当社ウェブサイト (<https://www.jicc.co.jp/aboutus/credit-info/statistics>) をご参照ください。

■加盟会員の状況

	26年3月末	26年6月末	増減
総加盟会員数(社)	1,246	1,234	▲12
内 加入貸金業者数(社)	733	725	▲8

■照会の状況

	25年度4～6月	26年度4～6月	前年度同期比
総照会件数(万件)	4,123	4,383	106.3%
内 加入貸金業者からの照会数(万件)	3,322	3,588	108.0%

■登録の状況

	26年3月末	26年6月末	増減
[総登録情報]			
総登録件数(万件)	52,196	52,107	▲89
登録残高の合計額(億円)	3,240,050	3,287,793	47,743
[貸金業法対象情報]			
登録人数(万人)	1,722.8	1,710.9	▲11.9
登録件数(万件)	3,103.1	3,084.1	▲19.0
登録残高の合計額(億円)	92,958	94,010	1,052

■信用情報開示の状況

	25年度4～6月	26年度4～6月	前年度同期比
開示件数(件)	38,299	37,286	97.4%

■2026年度の新規加盟会員

5月	株式会社 CRYL
	株式会社大晃
	株式会社ボルテックス・フィナンシャル・パートナーズ
	株式会社スマートプラスクレジット
6月	公益財団法人大阪産業局
	野畑証券株式会社
	株式会社 NTT ドコモ・フィナンシャルグループ



新規加入会員のご紹介

2026年3月～2026年8月

～日本全国に広がる協会の輪～



日本貸金業協会の
シンボルマークは
安心・信頼の目印。
協会の証

2026年3月から2026年8月の6か月間に、
次の29業者が日本貸金業協会に加入しましたので
ご紹介いたします。

【注】掲載内容は、理事会加入承認時点のものです。

最新情報は、協会ホームページの協会員情報をご覧ください。

協会員情報



令和7年度第12回理事会 承認分(令和8年3月18日開催)

	協会員番号	登録番号	商号又は名称	本店所在地
1	006427	東京都知事(9)第24482号	株式会社すがファイナンス	東京都
2	006428	東京都知事(1)第32047号	ブルーホライゾン債権回収株式会社	東京都
3	006429	愛知県知事(1)第04228号	株式会社大晃	愛知県

令和8年度第1回理事会 承認分(令和8年4月22日開催)

	協会員番号	登録番号	商号又は名称	本店所在地
1	006430	北海道知事(1)石第03060号	株式会社オフィスこの指とまれ	北海道
2	006431	東京都知事(1)第32054号	アイ・ティ・リアライズ株式会社	東京都
3	006432	東京都知事(1)第32055号	株式会社日医リース	東京都
4	006433	東京都知事(1)第32056号	株式会社Tiger Japan Investment	東京都
5	006434	東京都知事(1)第32057号	株式会社AMC	東京都
6	006435	東京都知事(1)第32058号	信金キャピタル株式会社	東京都
7	006436	東京都知事(1)第32059号	株式会社アヴァルセック	東京都
8	006437	大阪府知事(1)第13041号	株式会社ネクスフィン	大阪府

令和8年度第2回理事会 承認分(令和8年5月20日開催)

	協会員番号	登録番号	商号又は名称	本店所在地
1	006438	関東財務局長(1)第01533号	株式会社NTTドコモ・フィナンシャルグループ	東京都
2	006439	東京都知事(1)第32060号	株式会社Yoi	東京都
3	006440	東京都知事(1)第32064号	株式会社ボルテックス・フィナンシャル・パートナーズ	東京都
4	006441	東京都知事(1)第32065号	株式会社CRYL	東京都
5	006442	東京都知事(1)第32066号	株式会社シーユーシー・ファイナンス	東京都
6	006443	東京都知事(1)第32068号	八幡リース株式会社	東京都
7	006444	大阪府知事(1)第13042号	株式会社キョウドウ	大阪府

令和8年度第3回理事会 承認分(令和8年6月10日開催)

	協会員番号	登録番号	商号又は名称	本店所在地
1	006445	東京都知事(1)第32063号	デットファンドA投資事業有限責任組合	東京都
2	006446	東京都知事(1)第32067号	UntroD Bridge Capital株式会社	東京都
3	006447	東京都知事(1)第32069号	株式会社こまきメディカルサービス	東京都
4	006448	東京都知事(1)第32071号	株式会社TERASS Financial Technologies	東京都

令和8年度第4回理事会 承認分(令和8年7月15日開催)

	協会員番号	登録番号	商号又は名称	本店所在地
1	006449	東京都知事(1)第32061号	シー・アイ・ビー・シー・ワールド・マーケット(ジャパン) インク	東京都
2	006450	東京都知事(1)第32070号	コンドミニウム・アセットマネジメント株式会社	東京都
3	006451	東京都知事(1)第32072号	紀尾井町ファイナンス株式会社	東京都
4	006452	大阪府知事(1)第13043号	株式会社ツバサ建業	大阪府
5	006453	大阪府知事(1)第13044号	株式会社天王寺開発	大阪府

令和8年度第5回理事会 承認分(令和8年8月19日開催)

	協会員番号	登録番号	商号又は名称	本店所在地
1	006454	熊本県知事(1)第02439号	株式会社グローカル・クラウドファンディング	熊本県
2	006455	沖縄県知事(1)第04262号	サンライズおきなわ	沖縄県

特集

コンソーシアムの活動

協会の活動

インフォメーション

日本貸金業協会について

日本貸金業協会は、2007年12月、貸金業法に基づく自主規制機関として内閣総理大臣の認可により設立され、事業目的を「貸金業者の業務の適正な運営を確保し、もって貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資すること」（定款第4条）と規定しています。この目的に沿い設立以来、関係機関との緊密な連携のもと、業界の健全化を力強く推し進めてまいりました。

貸金業法では、貸金業を金融市場の重要な担い手として位置付けております。当協会は、健全な資金の供給により国民経済の発展に貢献し、社会から信頼され、資金需要者の皆さまから安心してご利用いただける貸金市場を実現していくため、すべての貸金業者の皆さまと共に力を合わせ、当協会が担う役割を果たしてまいります。

～ 貸金業界の自主規制機能を担う日本貸金業協会 ～

日本貸金業協会の概要

名称

日本貸金業協会
(英文名：Japan Financial Services Association)

設立日

2007年12月19日

所在地

〒108-0074 東京都港区高輪三丁目19番15号
二葉高輪ビル2F・3F

電話番号

03-5739-3011（代表）

相談・紛争解決窓口

0570-051-051

ホームページ

<https://www.j-fsa.or.jp>

国の指定及び認定等

指定試験機関

- 2009年6月18日付で、貸金業法第24条の8第1項の規定に基づく貸金業務取扱主任者資格試験の実施に関する事務を行う「指定試験機関」として内閣総理大臣の指定を受けました。

認定個人情報保護団体

- 2010年3月31日付で、個人情報の保護に関する法律第47条第1項の規定に基づく「認定個人情報保護団体」として金融庁長官から認定を受けました。

指定紛争解決機関

- 2010年9月15日付で、貸金業法第41条の39第1項の規定に基づく「指定紛争解決機関」として金融庁長官から指定を受けました。

登録講習機関

- 貸金業法第24条の36第1項の規定に基づく「登録講習機関」として金融庁長官の登録を受けています。（初回登録日2010年9月30日、以降都度更新）

役員体制

※2026年6月10日現在

公益理事

■ 副会長（自主規制会議議長）

家森 信善 神戸大学経済経営研究所 教授

垣内 秀介 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授

田島 優子 弁護士

坪田 郁子 公益社団法人 全国消費生活相談員協会 理事長

宮野谷 篤 株式会社岩手銀行 取締役

会員理事

■ 副会長（貸金戦略会議議長）

木下 盛好 アコム株式会社 代表取締役会長

■ 副会長（総務委員会委員長）

角田 典彦 三菱UFJニコス株式会社 代表取締役社長

青山 照久 株式会社セゾンファンデックス 代表取締役会長

飯盛 徹夫 株式会社オリエントコーポレーション 取締役会長

片岡 龍郎 東光商事株式会社 代表取締役会長兼社長

金子 良平 SMBCコンシューマーファイナンス株式会社
取締役会長

常任理事

■ 会長

有馬 高司

■ 副会長

三浦 雅樹

会員監事

内田 隆司 新生商事株式会社 代表取締役

大野 文彦 株式会社アルクレイン 代表取締役社長

常任監事

米沢 亮

基本理念

ともに拓く安心と希望に満ちた未来を

～ 一人ひとりに寄り添う懸け橋に ～

Mission (使命・存在意義)

私たちは貸金業の健全な発展と国民生活の安定に寄与し
日本経済の成長に貢献します

Vision (将来像・目指す姿)

- ✿ 利用者への価値提供
利用者に対する金融経済教育・啓発活動の充実と
相談対応の質的向上により安心して利用できる環境を整備します
- ✿ 貸金業者への価値提供
貸金業者の適正な業務運営を支援するとともに
対外的な情報発信を通じて貸金業の成長を促進します
- ✿ 組織価値の向上
ステークホルダーと共創し革新と挑戦を続け
新たな価値を提供することにより組織の存在意義を高めます

Value (わたしたちが共有すべき価値観)

- ✿ コンプライアンスと倫理
- ✿ 中立と公正
- ✿ 誠実と共感
- ✿ 先見と革新

Credo (日々心がけること)

- 私たちは、一丸となって次の行動を実践します
- ✿ 協会職員としての自信と誇りを持ち、迅速かつ丁寧に対応します
 - ✿ 自己研鑽に努め、専門性を高めます
 - ✿ 改善と協働を推進し、業務の効率化および高度化に取り組みます
 - ✿ 多様な価値観に敬意を払い、風通しがよく働きやすい職場風土を築きます



日本貸金業協会
Japan Financial Services Association

編集後記

◆ 表紙作成裏話

今回の主役は「ブドウ」ですが、制作段階では、かぼちゃや紅葉、どんぐりなど、様々な秋のモチーフが候補に挙がりました。また、登場する生き物も、リスをはじめ、キツネやコオロギ、さらにはハロウィンにちなんだお化けも検討し秋らしい雰囲気を表現できるようにしました。秋涼の風に深い紫を包み込んだ一枚、楽しんでいただけましたか？

◆ リスを探せ！

表紙以外にも、広報誌のどこかにリスが1匹います。ぜひ見つけてみてください。

JFSA 次号は2027年3月に刊行予定です

JFSA 第43号 2026年秋号 発行日：2026年9月30日

発行：日本貸金業協会

〒108-0074 東京都港区高輪三丁目19番15号 二葉高輪ビル2F・3F
☎ 電話 03-5739-3011 (代表)

編集：日本貸金業協会 業務企画部 広報課

☎ 電話 03-5739-3013

✉ メールアドレス kouhou@j-fsa.jp

・本誌へのご意見や、送付先住所の変更などは
上記のメールアドレスまでご連絡ください。



日本貸金業協会の シンボルマークは 安心・信頼の目印。 協会員の証

日本貸金業協会のシンボルマークは「譲葉(ゆずりは)」の花言葉「新生」をモチーフに図案化したものです。古い葉から新しい葉に生まれ変わり、上に向かって伸びていく様子を「V」の形で表したもので、「今まで築き上げてきたものを大切にしながら新しく発展していく協会でありたい」という思いをこめています。

この協会員の証であるシンボルマークが『安心・信頼の目印』としての役割を果たしています。

日本貸金業協会

Japan Financial Services Association

日本貸金業協会 検索

<https://www.j-fsa.or.jp>

〒108-0074
東京都港区高輪三丁目19番15号
二葉高輪ビル 2F・3F

支 部	電話番号	住 所
北 海 道 支 部	011-222-6033	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西6丁目2-6 大樹生命札幌大通ビル 9F
宮 城 県 支 部	022-227-3844	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町2-9-7 仙台YFビル 5F
岩 手 県 支 部	019-651-2767	〒020-0024 岩手県盛岡市菜園1-3-6 農林会館 10F
福 島 県 支 部	024-573-5671	〒960-8035 福島県福島市本町5-8 福島第一生命ビルディング 4F
秋 田 県 支 部	018-863-1732	〒010-0951 秋田県秋田市山王6-1-13 山王プレスビル 5F
青 森 県 支 部	017-721-2530	〒030-0862 青森県青森市古川1-10-13 AQUA古川1丁目ビル 3F
山 形 県 支 部	023-674-9622	〒990-0033 山形県山形市諏訪町1-1-1 センチュリープレイス山形 8F
東 京 都 支 部	03-5739-3021	〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル 2F
神 奈 川 県 支 部	045-227-9518	〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通7番地 合人社横浜日本大通7 8F
埼 玉 県 支 部	048-824-0894	〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎 3F
千 葉 県 支 部	043-284-4100	〒260-0045 千葉県千葉市中央区弁天1-2-8 四谷学院ビル 4F
山 梨 県 支 部	055-226-7820	〒400-0031 山梨県甲府市丸の内3-20-7 甲府フロントビル 8F
栃 木 県 支 部	028-624-0604	〒320-0032 栃木県宇都宮市昭和1-3-10 栃木県庁舎西別館 2F
茨 城 県 支 部	029-222-3558	〒310-0021 茨城県水戸市南町3-4-10 水戸FFセンタービル203号室
群 馬 県 支 部	027-260-8582	〒371-0024 群馬県前橋市表町2-18-19 ケヤキテラス 1F
新 潟 県 支 部	025-242-0377	〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-1-20 ステーションプラザ新潟ビル8F 808号室
長 野 県 支 部	026-269-0360	〒380-0921 長野県長野市大字栗田2142 倉シビル 2F
愛 知 県 支 部	052-265-5280	〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦3-6-35 CBC ANNEX 栄 6F
静 岡 県 支 部	054-255-8484	〒420-0853 静岡県静岡市葵区追手町3-11 しずおか焼津信用金庫追手町ビル 4F
三 重 県 支 部	059-226-9777	〒514-0006 三重県津市広明町112-5 第3いけだビル 4F
岐 阜 県 支 部	058-253-2959	〒500-8882 岐阜県岐阜市西野町7-4 吉光ビル
石 川 県 支 部	076-231-1200	〒920-0901 石川県金沢市彦三町2-5-27 名鉄北陸開発ビル 9F
福 井 県 支 部	0776-21-5508	〒910-0006 福井県福井市中央1-6-17 中央タワーパーキングビル 3F
富 山 県 支 部	076-444-2324	〒930-0005 富山県富山市新桜町6-24 TR富山新桜町ビル 3F
大 阪 府 支 部	06-6260-0921	〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場一丁目16番20号 ムラキビルディング 3F
京 都 府 支 部	075-257-7490	〒604-8162 京都府京都市中京区烏丸通蛸薬師上る七観音町637 インターワンプレイス烏丸 4F
兵 庫 県 支 部	078-392-3781	〒650-0021 兵庫県神戸市中央区三宮町3-7-6 神戸元町ユニオンビル 5F
奈 良 県 支 部	0742-23-9535	〒630-8215 奈良県奈良市東向中町6番地 奈良経済会館 4F
和 歌 山 県 支 部	073-499-6651	〒640-8331 和歌山県和歌山市美園町4-81-1 SOPHIA 和歌山イーストプラザI号館 2F
滋 賀 県 支 部	077-525-3860	〒520-0044 滋賀県大津市京町1-3-44 イイダビル 2F
広 島 県 支 部	082-546-0136	〒730-0021 広島県広島市中区胡町4-28 胡町ビルディング 7F
山 口 県 支 部	083-973-6220	〒754-0011 山口県山口市小郡御幸町5-24-202 ワイズビル 2F
岡 山 県 支 部	086-803-0001	〒700-0824 岡山県岡山市北区内山下2-2-2 第七小野ビル 4F
鳥 取 県 支 部	0857-26-2430	〒680-0831 鳥取県鳥取市栄町217
島 根 県 支 部	0852-24-2229	〒690-0002 島根県松江市大正町414 スズキビル 2F
香 川 県 支 部	087-833-0888	〒760-0018 香川県高松市天神前10-1 高松天神前ビル 4F
愛 媛 県 支 部	089-946-4000	〒790-0001 愛媛県松山市一番町1-15-2 松山一番町ビル 3F
徳 島 県 支 部	088-622-7833	〒770-0841 徳島県徳島市八百屋町1-14 グラン徳島ビル 4F
高 知 県 支 部	088-824-1495	〒780-0870 高知県高知市本町2-2-29 畑山ビル 6F
熊 本 県 支 部	096-322-3640	〒860-0845 熊本県熊本市中央区上通町7-32 熊本県蚕糸会館内
大 分 県 支 部	097-573-8080	〒870-0034 大分県大分市都町1-1-23 TKフロンティアビル 7F
鹿 児 島 県 支 部	099-298-9195	〒892-0828 鹿児島県鹿児島市金生町4-10 アーバンスクエア鹿児島ビル 4F
宮 崎 県 支 部	0985-35-6256	〒880-0803 宮崎県宮崎市旭1-6-17 マリンビル 2F 2-C
福 岡 県 支 部	092-721-0117	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東1-18-25 第五博多倍成ビル 3F
佐 賀 県 支 部	0952-23-7375	〒840-0842 佐賀県佐賀市多布施1-10-18
長 崎 県 支 部	095-824-5503	〒850-0841 長崎県長崎市銅座町14-9 ICNビル 7F
沖 縄 県 支 部	098-866-0555	〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1-10-16 沖縄バス本社ビル 207号室

本 部	電話番号
総 務 部 (協会の総務・人事・経理、ホームページID・パスワードに関する事)・	03-5739-3011
(事業計画・立案、予算管理、部門間調整に関する事)・	03-5739-3011
支 部 業 務 部 (協会加入・退会、会費、支部運営に関する事)・	03-5739-3012
業 務 企 画 部 (調査研究、広報、建議要望、マスコミ対応に関する事)・	03-5739-3013
金融リテラシー向上コンソーシアム推進室 (金融リテラシー向上コンソーシアムの推進支援に関する事)・	03-5739-3016
教 育 研 修 部 (消費者啓発、金融経済教育、業務研修に関する事)・	03-5739-3018
会 員 業 務 部 (自主規制、業務に関する相談、eラーニング研修サービス)・	03-5739-3014
(広告審査に関する事)・	03-5739-3254
(利用協会員に対する特定情報等の提供に関する事)・	03-5739-3017
規 律 審 査 部 (法令等違反の届出に関する事)・	03-5739-3034
監 査 部 (協会員の監査に関する事)・	03-5739-3015
貸金業相談・紛争解決センター (消費者等からの相談・苦情・紛争解決に関する事)・	03-5739-3861

資格試験に関するお問い合わせ窓口 03-5739-3867
 主任者登録に関するお問い合わせ窓口 03-5739-3330
 登録講習に関するお問い合わせ窓口 03-6450-3023

9時30分～12時 13時～17時30分
(土・日・祝日、年末年始を除く)

相 談 ・ 苦 情 ・ 紛 争 解 決 窓 口 0570-051-051

中立公正な立場から解決を支援します。
受付時間 9時～17時(土・日・祝休日、年末年始を除く)